

〔翻訳〕

人口センサスの革新：情報ファイル<sup>1)</sup>

国立統計経済研究所  
(INSEE)

西 村 善 博 訳

## 目 次

- 1－なぜ革新するか
- 2－どのように革新するか
- 3－INSEE－コミュニン：強化される協力関係
- 4－住民にとって何が変化するか
- 5－大規模協議
- 6－将来のスケジュール

このファイルはカード形式で構成されるが、たいていの場合、われわれに提起された質問にもとづいている。これは公表結果の性格あるいは方法のある側面のような、ある論点がそれらのカードのいくつかのなかで提起されることを説明するものである。

1) (訳注) INSEE, “La rénovation du recensement de la population: Dossier d’information”, mars 2002。翻訳にあたっては、国立統計経済研究所 (INSEE :Institut national des statistiques et des études économiques) のホームページから取得したものを利用した。INSEE の担当者から翻訳・公表の許可を得ている。これは、現在、フランスで進行中の新人口センサス計画の基本方針の最新動向を示し、新人口センサス関連法の成立 (2002年2月末) に伴って確定した事項等が組み込まれている。それが成立する前に公表された文献 (INSEE, “Dossier d’information”, 31 mai 2001) との相違については、別途、検討課題とする。なお、本訳稿は、(財団法人) 日本証券奨学財団平成13年度研究調査助成「高度情報化社会の進展と人口センサスの変容——フランスの試み——」, 平成14年度科学研究費

### なぜ革新するか<sup>2)</sup>

もし地方行政の関係者が定期的かつ最新の情報を自由に使えるならば、彼らはよりよい条件のもとで、経済・社会政策を推進できる。なるほど、人口変動と人口特性に影響を与えるような変化が加速しているし、同時に、地方公共団体に帰属された権限は増えている。

センサスの革新は、したがって統計の提供を、とりわけ地域別データの分野におけるそれを利用者の期待によりよく適応させることが焦点である。

INSEEは、国土全体に関して7～9年毎に組織される調査を新しいデータ収集方法に置き換えることを提案するが、それは人口及び住居に関する結果を毎年提供することを可能にする。

伝統的なセンサスに比較して、年次結果の供給は、平均して3年のデータの新鮮さの点で、一つの利益を可能にするだろう。

#### ・利用者の期待

##### 定期的に更新される最新情報

—センサスは、厳しい行政基準に従って法定人口を定める。調査は、地方レベル、コミューン<sup>3)</sup>レベル、小郡レベルで期待され、正確さや精度の保証を提示せねばならない。センサスの結果は、地方レベルで、意思決定のために利用されるが、その妥当性はデータの新鮮さに依存する。

—提供される情報は、国、地域圏及び地方の各レベル（例：地域〔pays〕、コミューングループ）で、中期的に、国土の均衡を追跡することが可能でなければならない。具体的には、新センサスを使えば、国と地域圏間の計画契約（contrats de plan Etat-région）に関する1998/1999年交渉は、1990年に遡るデータの代わりに、地域圏

基盤研究(C)(2)「フランスの新人口センサス計画に関する調査研究」および平成14年度科学研究費基盤研究(A)(2)「世界人口センサスの方法的転回と政府統計体系の変容に関する国際比較研究」（研究代表者、濱砂敬郎九州大学教授）による研究成果の一部として公表するものである。

2) (訳注) 原論文には、タイトルの先頭に目次と対応する番号が付されていない。

3) (訳注) コミューン (commune) とは、「フランスの行政組織の基礎をなす地方公共団体」（中村紘一ほか監訳『フランス法律用語辞典』第2版、2002年）で、市区町村にあたる。ただし、原論文のこの箇所には、その形容詞が使われている。

の枠組みを決めるために1998年データに、地域圏内の地域については1996年データに基づいただろう。

最後に、センサスは細かいレベルで統計データの重要な情報源である。その更新は、たとえば、地方の問題に応じて、住居あるいは雇用に関する質問を掘り下げることを可能にするだろう。

#### 公的あるいは民間の地方活動をより効率的にする

センサスを革新すること、それは地方行政の責任者——公選の代表者 (élus)<sup>4)</sup> および行政地域の幹部職員——にとって、現実をできるだけ忠実に反映している、彼らの担当地域の定期的な描写を自由に使える手段である。その描写は動向や変化を明らかにするはずであり、それによって将来を展望した管理政策の実施を容易にするはずである。

コミュニケーションレベルあるいは県レベルでは、次のことに関係する。

- 基盤整備事業あるいは建設工事のインパクトの研究
- 重要な災害防止計画の作成及びそれに対応する措置の管理計画の作成
- 土地占用計画の作成
- 都市政策

より統合された地理レベルで、

- 整備基本計画
- 国と地域圏間の計画契約

民間の関係者については、彼らの企業進出計画のために地方の能力（労働力の記述）に関心があり、商業・サービス業進出計画のために住民によって提供される潜在的市場に関心がある。

#### ・決まった革新の目的

- 人口及び住居に関して、定期的な、最新の、かつ信頼できる結果を作成することである。それらの結果は、国土全体に関して、同質であろうし、時間と場所において、比較可能

4) (訳注) INSEE, "Le recensement rénové", 11.2000, の英訳版では, élus の対応箇所が elected representatives と表現されているので, ここでは élus を「公選の代表者」と訳した。

#### (4) 人口センサスの革新：情報ファイル

であろう。

—各コミューンの人口及びその特性を決定するために、調査される地域の規模がいかなるものであろうとも、最高質のデータ収集を行うことを——とりわけ非回答を減らすことによつて——可能にすることである。

—INSEE のレベルでも、大コミューンレベルあるいはコミューン間協力公施設法人 (établissements publics de coopération intercommunale) レベルでも、負担を平滑化することである。センサスは、年次活動への組み込みにおいて、より負担の軽い、より容易な、定期的な作業となる。

#### ・産み出される結果

毎年、次のものが公表されるだろう。

—各コミューン法定人口の更新値

—地理上の全地域についての詳細な統計結果、ただし最大3年の古さがある。

#### より頻繁な、より最新の情報

データは国、地域圏及び地方の各レベルで利用可能であろう。利用者特有の要求にかなつた提供が可能であろう。

次のことが以前よりもよくできるだろう。

—住居の保有総数の変化、その利用の変化を知ることができるだろう。

—居住移動を測定できるだろう。

—都市地区の再編を追跡できるだろう。

—変化の動態を捉えることができるだろう。

## どのように革新するか

コミューンは、人口センサスに関する基本的なデータ収集域のままであろう。

人口数及び人口の社会・人口学的記述に関する統計を作成するために、INSEE は、各コミューンにおいて住民を対象に収集された情報と行政ファイルに基づくデータ——これを INSEE はもっぱら統計目的で収集する権限を与えられている——を利用するだろう。

### ・新しいデータ収集方法による

その方法は、1万人に決まった人口の境界に応じて、コミューンを区分する。

毎年、国土の1/5が調査される。すなわち、その境界を下回る一部コミューンと他のコミューンの一部人口である。5年後に、その境界を下回るコミューンの全人口と大コミューンの40%の人口が調査されている。

人口1万人未満のコミューンは、毎年、1/5の割合で、以前と同様に、悉皆的に調査される。5年後に、したがって全部が調査されている。

人口1万人以上のコミューンにおいては、常時、更新される建物登録簿 (RIL<sup>5)</sup>——以下のページを参照) が、コミューン域を5グループに分けることを可能にする。コミューン全域に対して各グループをうまく分けることができるように、同じ通りがいくつかのグループに区分される。毎年、それらのグループの一つにおいて、一部の住所が選択されるだろう。それらの住所で、全住居が調査されるだろう。

5年後に、グループのローテーションによって、コミューン全域が考慮に入れられ、40%の人口が調査されている。

センサスは、あらゆるコミューンにおいて、調査票を預け、回収するという伝統的な方法によって実施される。

5) (訳注) répertoire d'immeubles localisés の略号。これは「位置の確定した建物登録簿」あるいは「確認済み建物登録簿」と訳せる。DUMAIS, J., EGHBAL, S., ISNARD, M., JACOD, M., VINOT, F., "An Alternative to Traditional Census Taking: The Plans for France", 6.2000,では、「building register」と表現されているので、ここでは、単に「建物登録簿」とした。

## (6) 人口センサスの革新：情報ファイル

### ・新しい方法は地理情報によって近代化される

1999年センサスのために、INSEEは、国立地理研究所（IGN）<sup>6)</sup>と協同で、さらにはコミューンの協力を得て、デジタル化コミューン内地図を作成した。

最新センサスのときに収集されたデータにもとづいて、INSEEは人口1万人以上のコミューンにおいて、建物登録簿（RIL）を作成した。その更新は連続的になされるだろう。

### ・新しい方法は収集データの質を保証する

統計学の進歩は、伝統的な悉皆調査法から人口1万人以上のコミューンにおける標本調査法への移行を可能にする。この標本調査は網羅的な住居抽出枠に基づくが、必要な情報を十分に収集したかどうかを検査することを可能にし、重要なことを忘れなかったかどうかを検査することを可能にする。それはまた、直接、調査された個人だけでなく、全人口を対象とする統計を産み出すことを可能にする。

### ・行政データによって更新される

ローテーションによって実施されるデータ収集をもちいて、毎年、すべての慣用的な地域に関する結果を作成するために、コミューンの規模がどれほどであろうとも、行政ファイルから抽出された統計データが利用されるだろう。

この統計的方法是、基本的に、数年間に収集されたデータを更新するために、いくつかの行政ファイルデータに観察される変化に依拠することにある。

### ・データの秘匿性遵守のもとで

INSEEは、保有するすべての個人情報について最も厳しい職業上の秘密を遵守するので、情報処理と自由に関する全国委員会（CNIL）<sup>7)</sup>の統制下で、収集個人データの秘匿性を保証するだろう。とりわけ、ファイルのリンケージは決して実施されないだろう。実際は、次のとおりである。

一センサスの枠内で収集された個人情報は厳密に統計目的で使われ、どんな場合も行政上

6) (訳注) Institut géographique national の略号。

7) (訳注) Commission nationale de l'informatique et des libertés の略号。

のあるいは税務上の検査を引き起こすことはできない。

—その処理及び提供は、1999年センサスと同様に、完全に匿名的になされるだろう。

・海外県及び海外領土への適用

海外県は、本国の方法を地方特性に適用することによって、本国と同様の方法によるセンサスを享受するだろう。はじめのうちは、その実施を地方特性に合わせる必要があるであろう。

ニューカレドニア、仏領ポリネシア、ワリス・エ・フテウナ諸島・マイヨット島においては、5年に1度のテンポで、全国人口センサスが実施されるだろう。

## (8) 人口センサスの革新：情報ファイル

### INSEE—コミュン：強化される協力関係

伝統的なセンサスの枠内において、市役所 (mairies)<sup>8)</sup> は、INSEE によって準備・規制されたデータ収集を実施するだろう。新システムは、その協力関係を確認・強化するだろう。

新センサスに関しては、「情報収集は、INSEE によって組織・規制される。センサスの実査はコミュンあるいはコミュン間協力公施設法人によって準備・実施され、それらはそのために国から請負交付金を受け取る」。

#### ・それぞれの役割

コミュン (あるいはコミュン間協力公施設法人)

- センサス調査員の募集責任を保持する。
- データ収集を準備する。
- センサス調査員の直接的指導と継続的検査を行う。
- センサス調査員に援助を与えることによって、データ収集の質に貢献する。
- データ収集の完全性に留意する。
- データの秘匿性遵守に留意する。
- INSEE によって提供される援助に基づいて住民情報を確保する。

#### INSEE

- センサスの実査を組織し、その実施を規制する。
- ローテーショングループを決定し、人口1万人以上のコミュンについては、建物登録簿 (RIL) を継続的に管理し、住所標本を抽出する。
- データ収集の概念と手続きおよび職業倫理規定をもとに、センサス調査員の訓練内容を決定する。
- データ収集の質、とりわけその完全性を検査する。
- 情報処理と自由に関する全国委員会 (CNIL) の意見に従って定義された枠組みの下で、収集個人データの秘匿性の厳密な遵守に留意する。
- センサスの実査時に収集されたデータを利用する。かつ行政ファイルから有用な統計デー

8) (訳注) mairies には、区役所、町村役場にあたるものを含む。



タを抽出する。

—法定人口数および統計結果を作成し、それらを公表する。

大コミュンにおいて、コミュンと INSEE は協力して RIL を更新する。

ここに基本方針として示された、それぞれの役割は、その内容を明確にするために、コミュンとの意見交換の対象になっている（「大規模協議」カードを参照）。

#### ・地方公共団体にとっての具体的な利点

##### 最新かつ定期的な結果

毎年、以下が公表されるだろう。

—各コミュン法定人口の更新値

—地理上の全地域についての詳細な統計結果、ただし最大3年の古さがある。

##### そして拡大されるサービス

毎年、更新データの提供のほかに、新しいセンサス方法は、地方公共団体に、以下のようないくつかの利点<sup>9)</sup>を提供する。

—CNIL の意見を条件として、地方公共団体が、地方問題に応じて、たとえば、ある特定施設に関する公害地域の研究あるいは幼稚園に関する魅力的な地域の研究のために、自ら定義する地域データを得る可能性である。

—建物の存在する行政地域に関して、建物登録簿（RIL）——住所の記入された登録簿である——の開示請求権である。RIL は、最初、居住用建物、経済活動事業所を含むだろうが、いずれは、公共施設（*équipements publics*）や共同利用施設（*services collectifs*）を含むだろう。

—最後に、より頻繁な共同作業の実践、すなわち地図とデータ収集に関する強い協力関係のおかげで、地方公共団体は、自らの必要性をよりよく考慮に入れることを享受するだろうし、提供情報のよりよい適合性を享受するだろう。

9) (訳注)「いくつかの利点」の箇所に、旧版（INSEE, “Dossier d’information”, 31 mai 2001）及び訳者が2002年9月に入手した原論文と同名、同期日の文献には、下線が引かれている。

### 住民にとって何が変化するか

実際には、調査される住民にとって、センサスは変化しない。コミュニンの規模がどれほどであろうとも、住民は、センサス調査員を受け入れ続けるだろうし、調査票に記入し続けるだろう。以前のセンサスと同様に、センサス調査員、公務員は、職業上の秘密を遵守させられるだろう。

しかし、すべての人が調査されないだろう。とりわけ、人口1万人以上のコミュニンにおいて、「なぜ私が調査され、隣人はそうじゃないのか」という質問に答えることができなければならないだろう。その上、他のコミュニンの全体が所与の年に調査されなくて、5年間に調査されることを説明しなければならないだろう。

データ収集作業の広報活動は、そのような特殊性を考慮に入れなければならないだろう。それは公選の代表者団体と連係して、考案・テストされるだろう。それは、住民の動員を維持するために、センサスの賭けるものを思い出させるだろう。特別の手引きが、一部人口に関するセンサスが問題であるときでさえ、回答の重要性を示すために開発されるだろう。広報の仕組みを強化するために、INSEEは、センサス調査員にむけて、その質問に関する訓練を提案するだろう。

さらに住民は、産み出される結果を間接的に享受するだろう。その結果は、より頻繁、より定期的であり、したがって公的管理をより効率的にするだろう。

## 大規模協議

人口センサスは、地方の公的生活に必要な不可欠のツールである。事実、デクレ (décret)<sup>10)</sup> によって認証された、センサスの数字は、すべての行政地域レベルで、とりわけコミュンレベルで、「法定人口」——公的な住民数——を提供する。さらに、センサスは、人口及び住居の主たる特性に関する統計データを提供する。

センサスの革新を十分に推進するために、INSEE は、その実施の関係者及びそのデータ利用の関係者が強く関与することを望んだ。

1999年から、INSEE は、したがって「新センサス」を利用者とともに、かつ利用者のために、考案されたプロジェクトとする目的で、国や地方レベルで、パートナーと大規模協議を開始した。その協議は、内務省と開始され、地方議会議員、とりわけ彼らの全国団体、関係諸省、さらには全国統計情報評議会 (CNIS)<sup>11)</sup> に結集した統計利用者グループに拡大した。

このような協議活動は、対話と意見交換を考慮して INSEE によって導かれるのであるが、新センサスの全関係者によって続けられるだろう。

### ・第一段階からの前進

内務省及び他の関係諸省とともに推進された協議は、立法上及び規則上のインパクトを対象とした。それは、必要な法的適用が関係条文全体のために、現在から2008年——年次法定人口の最初の公表年——まで、中止されうるだろう、ということを明らかにした。

統計利用に関する協議は、CNIS の庇護のもとで押し進められた。それは、とりわけ調査票に関して、重要な前進を実現させた。作業の集大成は、CNIS で調達できる ([www.cnis.fr](http://www.cnis.fr))。

国及びコミュンの各役割に関係した質問や、センサスの実査のために設置すべき機関に関係した質問は、本プロジェクトの一般的な提示の時に取り上げられた。その提示は、

10) (訳注) デクレ (décret) とは、「行政権力による文書化された命令、決定」(小学館『小学館ロベール仏和大辞典』)を意味する。「政令、行政命令」と訳されることもある。

11) (訳注) Conseil national de l'information statistique の略号。

## (12) 人口センサスの革新：情報ファイル

全国的な公選の代表者団体、とりわけフランス市長協会 (AMF)<sup>12)</sup> に対して、さらには地方議会議員やその協力者に対して実施された。結局、約2000の市長、多数の事務総長 (secrétaires généraux) が見出された。公選の代表者は、最新の結果や年次周期で提供される結果に対して、彼らの関心を示した。彼らの期待は、産み出される情報の質、実施作業組織、コミューン間協力を考慮に入れることや、さらには年次法定人口数を考慮する方式に向けられている。

### ・協議の続行

地方議会議員及び彼らの全国団体およびコミューンの管理・技術部との協議が続けられる。とりわけ、その段階では、センサスの実査のために組織すべき協力関係のあり方を正確にすることが問題であろう。産み出される結果の利用に関わる、他の段階が予想される。それは、1999年センサス結果の提供から引き出された教訓に照らして導かれるだろう。この枠組みの下で、INSEEは、新方法の様相を明らかにし続けるだろう。

---

12) (訳注) Association des maires de France の略号。maires には、区長、町村長にあたるものを含む。

## 将来のスケジュール

2001年6月	人口センサス関連法案について議会討論の開始
2002年2月	第V編(センサス実施作業)を含む <sup>13)</sup> 隣接民主主義に関する2002年2月27日、第2002-276号法律の公布
2001年6月～2002年秋	センサスの実査に関する組織すべき協力関係のあり方について、地方議会議員及び彼らの全国団体との協議の続行
それから	実施に必要な適用規則体系の公表 そして革新の実施コミュニティに関する情報
2004年初頭	その規則体系によるデータ収集の開始
2008年末	各コミュニティ法定人口の最初の公表、地理上の全地域に関する結果の最初の公表
その後、毎年	各コミュニティ法定人口の公表、地理上の全地域に関する統計結果の公表

法定人口数の利用は、コミュニティによって求められる補完センサスがなければ、2008年まで、1999年末に認証されていたものに依拠するだろう。

13) (訳注)訳者が2002年9月に入手した原論文と同名、同期日の文献では、「第V編(センサス実施作業)を含む」が「センサス革新関連条項を含む」となっている。